

議事要旨 (1) 実務対応報告「ソフトウェア取引の収益の会計処理に関する実務上の取扱い(案)」について

片山専門研究員より、資料「「ソフトウェア取引の収益の会計処理に関する実務上の取扱い」の公表(案)」及び「ソフトウェア取引の収益の会計処理に関する実務上の取扱い(案)」の文案に基づき、主として前回の委員会での議論を踏まえた文案の変更点についての説明が行われた。

当実務対応報告案の修正に対する、委員等による主な質疑及び意見は次のとおりである。

- ① この実務対応報告の適用には、取引相手も含めた多大な対応を要することもあり、「5 適用にあたっての留意事項」で提案されている平成 19 年 4 月 1 日以後開始する事業年度から行うとする案に賛成する。なお、早期適用を認める規定である『平成 19 年 3 月 31 日以前に開始する事業年度から行うこともできる。』との記述について、『行う』という表現が何を行うことか明確ではないとの意見があった。これについては、事務局より表現を明確にする旨の回答がなされた。
- ② この実務対応報告は現行の会計基準等を踏まえたものとして会計基準の変更ではないということについて誤解を生じさせないようにしており、また、実務の対応についても十分に配慮された内容となっているため、賛成である。
- ③ 「2 (2) 収益を認識するにあたっての留意事項」の中の『本来の顧客(ユーザー)との間で契約書等を取り交さずに、パートナー(協力会社)を取引に仲介させ、パートナー(協力会社)との間で契約書等をそろえるにとどまっている。』との記述は、スルー取引等の違法行為を認めているとの誤解を招く可能性のある表現であるとの意見があった。また、ここでの『パートナー(協力会社)』と、収益の総額表示の考え方における例示である『受注制作ソフトウェアにおいて、パートナー(協力会社)にそのプロジェクト管理のすべてを委託している場合の・・・』の中の『パートナー(協力会社)』とは相違するののかとの質問があった。これに対し、事務局は前者に関し、違法行為を認める意図はなく、誤解を招かないような表現を検討する旨の回答を行った。また両者の『パートナー(協力会社)』は特に使い分けを想定していない旨が回答された。

その後採決が行われ、字句修正は委員長に一任することを前提として、出席委員全員の賛成により、本実務対応報告の公表が承認された。

以 上